

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第九号）（青少年課）

一 趣旨

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）の改正及び住宅宿泊事業法の制定に伴い、法で新たに規定された事項との整理や所要の改正等を行うもの。

二 内容

- (一) 青少年インターネット環境整備法に先行して規定していた携帯電話インターネット事業者に対するインターネットの危険性、フィルタリング等の説明義務等を条例から削除する。
- (二) 青少年インターネット環境整備法第十六条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない場合、保護者からの書面等による申出と事業者によるその保存を義務化する。
- (三) 保護者の同伴がなく、行動が不審な青少年の宿泊があった場合、警察官へ届け出るよう努めるべき事業者について、旅館業者の他に住宅宿泊事業者等を追加する。

(四) 規定の整備

三 施行期日

平成三十年四月一日

ただし、二(三)は同年六月十五日、二(四)の一部については公布の日